

社会福祉法人 聖テレジア会

鎌倉療育医療センター小さき花の園

虐待防止のための指針

1 目 的

この指針は、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法および児童虐待防止法（以下「障害者虐待防止法等」という。）の趣旨を踏まえ、鎌倉療育医療センター小さき花の園（以下「当園」という。）のすべての事業において、利用児者の人権擁護および虐待防止に取り組むための指針として示すものとする。

2 施設における虐待防止に関する基本方針

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法等の理念に基づき、利用児者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

（１） 身体的虐待

利用児者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用児者の身体を拘束すること。

【具体的な例】

- ・暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを加える。
- ・身体を縛り付けたり、過剰な投擲によって身体の動きを抑制したりする。

（２） 性的虐待

利用児者にわいせつな行為をすること、又は利用児者をしてわいせつな行為をさせること。

【具体的な例】

- ・性的な行為を強要する。
- ・本人の前でわいせつな言葉をいう。
- ・行為やトイレ等の場面をのぞいたりする。

（３） 心理的虐待

利用児者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の利用児者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

【具体的な例】

- ・利用児者を侮辱するような言葉を浴びせる。

職員研修を実施する。

- ② 医療事故防止委員会より、事故等の問題が虐待等につながるような場合は当委員会において、虐待事案発生時の検証および再発防止等の検討を実施する。
- ③ その他、法令および制度の変更に伴い、規定等の見直しを行う。
- ④ 委員会は虐待防止および身体拘束等の適正化のための事前措置として、職員の意識向上や知識を深め、委員会での検討結果を職員に周知し、虐待や不必要な身体拘束のない施設環境づくりを目指す。

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及および啓発するとともに、本指針に基づき虐待防止を徹底する。
- (2) 具体的には次のプログラムにより実施する。
 - ① 障害者虐待防止法等の基本的考え方の理解
 - ② 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ③ 早期発見・確認と報告の手順
 - ④ 発生した場合の改善策
- (3) 実施は年1回以上行う。

5 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

- (1) 虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の安全を保障する。

6 虐待発生時の対応に関する基本方針

- (1) 職員等が他の職員等による利用児者への虐待を発見した場合、速やかに虐待防止委員に報告する。
- (2) 虐待防止委員は職員等から相談または報告があった場合は、速やかに委員会において相談または報告をした職員等が不当に侵害されないよう細心の周囲を払ったうえで、虐待等を行った本人に事実確認を行う。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講ずる。処分を受けた職員等については、虐待防止や職業倫理等に関する教育や研修の受講をさせるなど再発防止のための対応を徹底して行う。